

18. 災害に対応するため、環境省は体制を整えた。

- ・自然保護局内に三宅島火山活動連絡本部を設置(6月26日23時)
- ・環境庁三宅島噴火及び新島・神津島近海自身非常災害対策本部を設置(8月29日18時)[『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9),p.41]

3-3. 被災者へ生活の支援

1. 避難住民への安否情報の提供

01. 総務省はインターネット等による被災者安否情報登録検索システムの運用を開始した。

インターネット等を用いて災害安否情報を収集できる被災者安否情報登録検索システムの運用を開始。(6月27日)[『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9),p.22]

2. 医療・救護活動

01. 厚生労働省は救護班、医療チームを派遣した。

- ・厚生省三宅島災害対策連絡会議の設置(7月30日)
- ・東京都において、日赤病院(大森病院、武蔵野病院)、東京都立病院(広尾病院、豊島病院)の医師、看護婦等からなる救護班計4班24名を、自衛隊機により三宅島へ派遣。三宅村の保健所を拠点に、今後噴火が生じた際の被災者の医療や健康管理を実施(6月27日)
- ・その後日赤病院(津久井病院)救護班及び国立病院(東京災害医療センター)救護班計2班11名を派遣(6月29日)
- ・日本赤十字社は上記のほか、日本赤十字社東京都支部に災害警戒対策本部を設置するとともに、救護班3班待機(6月26日火山活動)
その後待機解除
- ・日本赤十字社の本社及び東京都支部においてそれぞれ連絡員、国立病院東京災害医療センター救護班1班が待機(7月30日) その後待機解除
- ・降灰によって健康が心配な方に対し、8月25日~29日に都内から医療チームを派遣
[『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9),p.28-29]

3. 救援物資・災害見舞

01. 救援物資は、食料・生活用品から降灰除去資機材へ変わった。

6月26日からの火山活動によるもの

飲料水(10万本)、アルファ化米(1万食)、カップ麺(4千食)、米(6トン)、豚汁材料(3千食)、粉ミルク(60缶)、紙皿(1万2千枚)、紙コップ(1万6千枚)、簡易トイレ(200

個)、カーペット・毛布(各5千枚)、肌着(4千枚)

7月14日の噴火によるもの

降灰除去用資機材(角スコップ150丁、じょれん150丁、一輪車150台、土のう7,500枚)

[『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9),p.17]

02.厚生労働省は生活必需品31品目を無償で供与した。

災害救助法により生活必需品31品目を無償で供与(8月31日)[『平成12年(2000年)三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について』内閣府(2003/9),p.30]

03. 8月31日現在、三宅島・新島・神津島近海地震等に係る義援金は1億円を超えた。

8月14日から受付を行っている三宅島・新島・神津島近海地震等に係る義援金は8月31日現在、下記のとおりです。(略)

金額	100,586,539円
件数	9,598件

[『東京都災害対策本部 平成12年8月31日午前12時10分 (第22報)』東京都]

04. 都は被災者への生活必需品の給与及び生活福祉資金の特例措置を行うことにした。

(略)多数の方々が避難している状況の下、災害救助法の適用内容等に関する厚生省との協議等を踏まえ、都は、下記のとおり生活必需品の給与及び生活福祉資金の特例措置を行うこととしましたのでお知らせします。

1 生活必需品の給与等

対象品目 被服、寝具、調理用品、食器等の生活必需品

相談窓口 三宅村・新島村・神津島村の各村役場、

都内各福祉事務所、東京都福祉局生活福祉部保護課

2 生活福祉資金の特例措置

(1) 生活福祉資金の貸付内容

1) 対象者 今回被災された全世帯

2) 貸付限度額 10万円以内

3) 無利子(利子3%分については都が助成する)

4) 据置期間1年以内

5) 償還期限は据置期間経過後4年以内

[『東京都災害対策本部 平成12年8月31日午後5時30分 (第27報)』東京都]

05. 都は秋川高校へ避難した児童・生徒に物資を搬送した。

三宅村児童・生徒のための物資を下記の通り秋川高校へ搬送いたしました。

記

物資名	数量	到着日時
毛布	600 枚(60 箱)	8 月 29 日午後 6 時 25 分
アルファ化米	1,500 食(15 箱)	
クラッカー	700 食(10 箱)	
カップ麺	1,512 食(126 箱)	8 月 30 日午前 11 時 10 分

[『東京都災害対策本部 平成 12 年 8 月 30 日午後 3 時 00 分 (第 13 報)』東京都]

4. ボランティア

01. 7 月 22 日、災害救助ボランティアは民家の降灰を除去した。

7 月 22 日早朝。晴れ。台風の後波で欠航が心配されたが、災害救助ボランティア一行 140 人を乗せた定期船は無事に鎌ヶ浜港に着岸した。

午前九時三〇分。いよいよ作業開始。やっと来てくれたと、家主たちがほっとした笑顔をみせた。私たちも約束を果たせたことで、ほっとしていた。ボランティアの人たちは仮眠も十分にとれずにいたはずなのに、きびきびと体を動かして手際よく作業を進める。みるみるうちに灰を入れた土のうが積み上げられて小山をつくっていく。大勢でやる仕事は速かったし、何ととっても楽しかった。灰の降った時間が短かった家の作業は午前中にはめどがついてしまった。

一方、降灰の多かった島下や下馬野尾での作業は難航していた。風が吹くたびにまるで砂あらしのように、灰が舞う。森に積もった灰はどうすることもできない。灰は母屋と物置の間のせまいすき間にも大量に入り込んでいた。庭の方まで手をつければ、それこそ際限のない仕事になってしまいそうだった。それでも、作業終了の午後四時までには軒下はもちろん、庭も元の土が顔を出し、見ちがえるようになった。[『三宅島 島民たちの一年』三谷彰(2001), p.18-19]

3-4. 離島避難に向けての対策

1. 離島避難所の確保状況

01. 8 月 30 日までに都は受入可能な都営住宅等の数を約 270 戸の提供を予定した。

8 月 29 日現在、三宅村に提示している受入可能な都営住宅等の数は、199 戸です。8 月 30 日に、約 270 戸を三宅村に追加提示する予定です。今後も、準備が整い次第、暫時、提示していきます。[『東京都災害対策本部 平成 12 年 8 月 29 日午後 10 時 40 分 (第 6 報)』東京都]